

平成26年第3回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第61号

平成26年第3回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年8月26日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成26年9月9日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成26年第3回まんのう町議会定例会会議録（第4号）

平成26年9月24日（水曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 竹林 昌 秀 | 2番 川 西 米希子 |
| 3番 田 岡 秀 俊 | 4番 合 田 正 夫 |
| 5番 三 好 郁 雄 | 6番 白 川 正 樹 |
| 7番 本屋敷 崇 | 8番 白 川 年 男 |
| 9番 白 川 皆 男 | 10番 大 西 樹 |
| 11番 藤 田 昌 大 | 12番 松 下 一 美 |
| 13番 三 好 勝 利 | 14番 大 西 豊 |
| 15番 川 原 茂 行 | 16番 関 洋 三 |

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

7番 本屋敷 崇 8番 白 川 年 男

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

| | | | |
|----------|------|--------|-------|
| 企画政策課長 | 高嶋一博 | 税務課長 | 田岡一道 |
| 住民生活課長 | 森末史博 | 福祉保険課長 | 川田正広 |
| 会計管理者 | 仁木正樹 | 健康増進課長 | 奈良泰子 |
| 建設土地改良課長 | 池田勝正 | 産業経済課長 | 久留嶋一之 |
| 琴南支所長 | 雨霧弘 | 仲南支所長 | 和泉博美 |
| 学校教育課長 | 尾崎裕昭 | 社会教育課長 | 脇隆博 |
| 水道課長 | 天米賢吾 | 地籍調査課長 | 高橋守 |

○**関洋三議長** おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、青野進君。

○**青野議会事務局長** それでは、御報告申し上げます。

初めに、各常任委員長から、会議規則第77条の規定に基づく付託審査結果報告書を受理いたしました。

次に、予算決算特別委員会から、会議規則第69条の規定に基づく委員会修正を受理いたしました。

次に、予算決算特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

次に、議会運営委員長及び各常任委員長から、会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続調査申出書を受理いたしました。

以上で議会報告を終わります。

○**関洋三議長** 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○**関洋三議長** 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、白川正樹君。

○**白川正樹議会運営委員長** 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

9月22日、午後2時15分より、第1委員会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに、議会運営委員会の委員が全員出席いたしまして、慎重に審議しました。その結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配付されております議事日程第4号について御説明を申し上げます。

- 日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長
- 日程第4 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長
- 日程第5 付託案件の委員長報告 総務常任委員長
- 日程第6 付託案件の委員長報告 予算決算特別委員長
- 日程第7 P F I 事件対策特別委員会の委員長報告 P F I 事件対策特別委員長
- 日程第8 認定第1号 平成25年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第2号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第3号 平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第4号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第5号 平成25年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第6号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第7号 平成25年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第8号 平成25年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第9号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第10号 平成25年度まんのう町水道事業会計決算認定について
認定第1号から認定第10号までを一括議題とさせていただきます。
- 日程第18 議案第2号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第19 議案第3号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第4号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第21 議案第5号 字の区域の変更について
- 日程第22 議案第7号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算（案）第2号
- 日程第23 議員派遣の件
- 日程第24 閉会中の継続調査について

以上の日程で意見の一致を見、午後 2 時 5 5 分、委員会を閉会いたしました。

議会運営委員会の報告を終わります。

○**関洋三議長** 議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○**関洋三議長** 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 6 条の規定により、議長において、7 番、本屋敷崇君、8 番、白川年男君を指名いたします。

日程第 3 付託案件の委員長報告（教育民生常任委員長）

○**関洋三議長** 日程第 3、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

教育民生常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員長、田岡秀俊君。

○**田岡秀俊教育民生常任委員長** それでは、教育民生常任委員会の委員長報告を行います。

去る 9 月 1 8 日、午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、委員 5 人全員、議長同席のもと、執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、所管課長の出席により、教育民生常任委員会を公開にて開催いたしました。

9 月定例会本会議におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号の 3 案件で、本会議に引き続き執行部より詳細説明を受け、審査を行いましたので、内容を報告いたします。

今回の 3 つの条例は子ども・子育て支援新制度、いわゆる子ども・子育て関連 3 法において、新たに施設の設備及び運営に関する基準等については、国が定める基準を踏まえて市町村が条例で定めることとされたことによる条例の制定を行うものであります。

まず、議案第 2 号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、執行部より、児童福祉法に基づき基準を定め、民間事業者に対し町が認可を行うものである。以下、第 1 条より詳細説明を受けました。

委員より、保育士のなり手がいない、子供も減ってきている、施設も余ってきているという状況で民間事業者の参入を促すような法律が要るのかとの質疑があり、執行部より、児童福祉法で市町村で条例を定めるとなっており、もし民間事業者がやりたいとなったとき対応ができない。全国的に待機児童の問題があり制定されるもので、今のところ、我が町には当てはまらないと思うが、制定しておく必要があるとの答弁がありました。

委員より、今までに民間で事業の申し出はあったのかとの質疑があり、執行部より、正

式には聞いていないとの答弁がありました。

また、委員より、町において参酌する部分はあったのかとの質疑があり、執行部より、全ての国の基準どおりであるとの答弁がありました。

また、委員より、支給認定は民生委員が行っているのかとの質疑があり、執行部より、民生委員からは就労、家庭の状況等を聞き、保育に欠けるという判断は町のほうでしているとの答弁がありました。

また、委員より、病児・病後児保育のできる施設が必要ではないのかとの意見がありました。

次に、議案第3号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、執行部より、子ども・子育て支援法に基づき民間事業者に対する支給の基準を市町村が条例で定めるとされているものである。特定とは公的支給を受ける施設のことである。以下、第1条より詳細説明を受けました。

委員より、町において参酌したところはこの質疑があり、執行部より、参酌は第14条において、「通知しなければならない」を「通知するように努めなければならない」とし、従来どおり通知するしないは施設の判断に委ねるとした。あとは国の基準どおりであるとの答弁がありました。

委員より、参酌により変更した部分は国の基準どおりではいけないのかとの質疑があり、執行部より、保護者からいただく保育料と国の基準による事業者への実際の支給額にかなりの差がある場合があるため、通知するしないは従来どおり施設の判断に委ねることとしたとの答弁がありました。

次に、議案第4号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、執行部より、児童福祉法に基づき放課後児童健全育成事業についての基準を市町村が条例で定めなければならないとされたものである。以下、第1条より詳細説明を受けました。

委員より、町において参酌し変更した部分についての質疑があり、執行部より、まんのう町放課後児童クラブの現状により、第10条の第4項「40人以下」を「当分の間、50人以下」としたとの答弁がありました。

委員より、町放課後児童クラブについて、今は小学3年生までだが、6年生まで受け入れできないのかとの質疑があり、執行部より、その方向で検討はしているが、今は一部スペースの確保ができていない、支援員も要る、財源も検討しなければならない、できる見通しがついた段階で見直していくとの答弁がありました。

委員より、専用スペースとなっているが、その確保は問題ないのかとの質疑があり、執行部より、場所はさまざまだが、その時間帯（放課後から午後6時、あるいは6時半）は放課後児童クラブの専用となっており、問題はないとの答弁がありました。

ほかに質疑、意見もありましたが、執行部よりそれぞれ答弁があり、委員も理解し了承されたものと思います。

付託されました案件について次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第2号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、全会一致で可、議案第3号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、全会一致で可、議案第4号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

次に、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 付託するときに質問させていただいておりましたので、何点か質問させていただきます。

まず最初に、参酌できる部分との資料があると思うんですけど、それをまた委員会で示されたのであれば、私たちにもいただきたいと思うのが一点。

あと、委員長報告の中で、委員より、病児・病後児保育のできる施設が必要ではないかとの意見がありましたで切っとるんですけど、これ、答弁がどう返ってきたかがちょっと知りたいなというのが一点。

次、執行部より、保護者からいただく保育料と国の基準による事業者への実際の支給額にかなりの差がある場合があるため通知するのはという部分ですけど、これ、14条の意義を考えれば、保育料の差を小さくするために事業者は通知しなければならないということだと思うんですが、それを従来どおり施設の判断に委ねるといことはいかなものなのかというのが一点。

あと、放課後児童クラブのほうですが、要綱の変更という言葉が出てくるんですけども、条例で6年生までであることは明記しておるんですよ。これ、条例を超える要綱なんて存在しないんですけども、そのあたりについてどういう質疑がなされたのかを一点お願いします。

○関洋三議長 答弁、3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 本屋敷議員の質問に対しまして答弁いたします。

最初、参酌の資料、これは委員会のほうに出てきておる資料は全て後でお示しできると思いますので、また、その点は、後日、そうしたいと思っています。

それから、病児・病後児保育のできる施設が必要ではないかとの意見がありましたとい

う部分です。

これは委員のほうからそういう話の中で出てきたんですが、これは当然そういうことも今後は考えていかなければならないというふうなことで、今後の課題ということで執行部のほうも考えていただけるというふうに私は受け取っております。

それから、通知しなければならないを、通知するように努めなければならないと参酌した部分ですが、先ほどの委員長報告の中でも申しましたように、保護者からいただく保育料と、国の基準による事業者への実際の支給額にかなりの差がある、これは保育料というのは個人個人の所得によって変わってきますので、そのあたりでプライバシーに配慮する部分もありますし、施設のほうのさまざまな要因もあるということで、従来どおり、通知する、しないは施設の判断に委ねるというふうなことのほうがいいであろうということで、委員会のほうでも了承したところです。

そして、放課後児童クラブですが、当然、児童というのは6年生まで、国のほうも6年生までが事業の対象範囲であるということは明確化されておる部分があります。しかし、全国的にさまざまな個々に、今、運営されておる放課後児童クラブ、その部分については個々の事情もありまして、できておるところとできておらないところがあります。委員長報告の中でも申しましたように、まんのう町では、今のところ、対応ができるように努力はしていくということで、国のほうから示されました指針によりまして、全て6年生まで受け入れを義務化したものではないというふうにあります。ですから条例を定めて、施行日までに努力する努力義務というふうに委員会のほうでは捉えておりますし、執行部のほうもそういうふうに思っておると思います。以上です。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 1点目の資料ですけれども、資料を初日に参酌する部分がありますという話は僕のほうでもさせてもらったんですけど、資料のほうが出とるんであれば、できれば本日までにいただきましたかったなというのが一点ですけど、きょうはしようがないので、今度からお願いしますというのが一点。

病児保育のほうはわかりました。

あと、第3号の判断に委ねることになるということがありますけれども、14条のそもそもの意義が、国の支給を受けよる特定事業者は、国の支給を受けた場合には、保護者に保育料が国の算定はこれですよというのを通知せないかんわけです。ということは、国は大体保育料としてこれぐらいを定めてますよ。しかし、うちの施設では、この金額はあなたからもらっていますということを示すための14条やと認識しておるんですけども、国の支給を受けるには、それが必要ですよということやと思うんです。多分、保護者に対して施設側の勝手な金額設定を許しませんよというのが14条の意義やと思うんですけど、そこを変えるということがいかなものなのかなという意味で質問させていただいたんですけども、ちょっと答弁がいま一つわからないので、再度、委員のほうで了承したというふうに言いよりますんで、そこをお願いしたいのと、放課後児童クラブの場合ですけど、

これ、普通、一般的に考えて、条例を制定するときには、条例がクリアできるように予算措置もしなければならないわけです、条例ですから。公に条例は条例であって、それは努力義務ですという話は基本的に法律上存在しないですよ。その場合を、僕の場合は6年生までを対象とするように当然していきますよ、来年からは予算をとりますよという答えが返ってくるもんだと思ってたんですが、そこがまだわかりませんよというのはどうなのかなと思いますので、今回は通ればそっちの方向に持っていくんでしょうけど、その2点、お願いします。

○関洋三議長 答弁、3番、田岡秀俊君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 本屋敷議員の再質問にお答えいたします。

先ほど、答弁した以上でも以下でもないんですが、通知するしないの問題ですけど、これは委員会の中でもさまざまな議論は出ました。しかしながら、先ほど答弁したとおり、通知しなければならないという、これも参酌する部分ですので、実情に合わせて通知するように努めなければならない、現状どおりでいくというふうな結論に達しました。

それから、放課後児童クラブ、6年生まで、予算措置等も最初の答弁にもありましたとおり、その方向でいくという答えでありました。スペース的な問題、支援員の確保とか、そういうこともあるということで、この条例の施行日が、国のほう、来年の4月1日を予定しているようですので、それに向かって条例を今の時点で制定しておかなければ、スケジュールのほうも国のほうから示されておりますので、今後、各種認可とか認定、届け出の受理、事業実施に向けた準備のほうを開始していかななければならないということで、今回、条例を制定する必要があるということであったと思います。

○関洋三議長 ほかにございませんか。

11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 藤田ですが、今、本屋敷議員の質問の中で、病後児保育の部分について考えていくという答弁があったんですけど、これは僕も一般質問で一遍したことがあるんですよ。考えていくうちに、町立の病院がありゃあできるんやけど、実際ないから、本来はできんのが普通なんですよ。その中で、そういう考えていくという答弁があるんやったら、例えば健康増進課、その辺がそういった資格を持った人がやってするのか、例えば美合診療所の中でそういった施設を持つのか、そういった考えがあって、そういった答弁をしたのか、その辺をちょっとお聞きしたいのと、もう一点、議案第4号の中に、9条の中に、児童1人につきおおむね1.65平方メートルで40名でやられよるんですね。それを50名までをいうことを何か言ったようでありますので、その辺については、その基準を満たしている施設があってそうするのか、例えば50名にするんやったら、40名を超した場合に、おおむねやから、それは41名や42名はかまんと思うんですが、大きくオーバーしたときに、1.65平方メートル掛ける50以内でせないかんと思うんですね。そういった施設を確保できるのか。もう一点、今も支援員は難しいと思うんですが、その辺の支援員の確保についてどんな考えをしているのか、ちょっとその辺、議論の中身をお

聞きしたいと思います。以上です。

○関洋三議長 どういう話が出たかということですか。

○藤田昌大議員 いや、40名から50名はかまんいうて答弁したいうけんな。当然、その裏づけがなかったらできんだろう。

○関洋三議長 教育民生常任委員長、田岡秀俊君。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 藤田議員さんの質問にお答えいたします。

病児・病後児保育できる施設という部分につきましては、具体的に町内の出た部分もありますが、できるできないも含めて今後の検討課題であるという部分で、その部分はとまっております。それ以上の答弁はありませんでした。

それから、放課後児童クラブの条例で示された部分ですが、まんのう町の現状の面積とか人数、当然6施設委員会のほうでは示されております。国の基準によって、平均人数での今の人数が最少で四条小学校の2.2ということで、今のところは1.65というのはクリアしておるのですが、先ほど申しましたように、6年生までの受け入れは、今のところ、スペース的な問題もありましてできないということで、今後の検討課題というか、努力していくという答弁であったと思います。

支援員も、当然この中では2人以上で、そのうち1人は資格が要るということで、そのあたりは今のところは確保されておるということで、今後は、例えば人数を超える分、40名から50名ということですが、その2施設占用スペースということになれば、当然、支援員のほうも確保していかなければならないというふうなことだったと思います。おおむね40人程度までとすることが望ましいというふうな国の基準ですが、これも参酌すべき基準で、ここを50名ということにしたという部分ですが、国の指針の中にもこの部分は、放課後児童クラブガイドラインというのがありまして、1放課後児童クラブの規模については最大70人までとすることというふうなことも示されております。そのあたりでまんのう町の現状を見た場合に、今のところ、50人までというのが妥当であろうということだったと思います。以上です。

○関洋三議長 再質問、11番、藤田昌大君。

○藤田昌大議員 別に困らせるつもりはありませんが、例えば40名から50名になっても、今の施設でいけますよという感覚の中で僕は50名にしたんじゃないかなという気がするんですが、今、委員長の答弁の中で、一人当たり1.65は超えているよと、今の中で2.何ぼがあるんで、50名になっても、多分1.65の基準はクリアしているからいけるんじゃないかなというんで出したんじゃないかなと思うんですが、それはどうですか。多分、そうやったと思うんやけど。はい、どうぞ。

○関洋三議長 答弁、田岡委員長。

○田岡秀俊教育民生常任委員長 再質問に答弁させていただきます。

ただいまの四条小学校の場合が、最大人数48名になっておりますので、6年生まで受け入れしたら、当然、今のところは無理ということですので、今の現状48名、それが最

大の人数ですので、それにとりあえず合わせた。とりあえずといったらちょっと語弊がありますけど、今のところはクリアしておるという答弁だったと思います。以上です。

○関洋三議長 ほかに質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第4 付託案件の委員長報告（建設経済常任委員長）

○関洋三議長 日程第4、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長、川原茂行君。

○川原茂行建設経済常任委員長 それでは、建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月12日に第1委員会室におきまして、委員全員出席し、議長、執行部より町長、副町長、総務課長、所管課長出席のもと、建設経済常任委員会を公開にて開催いたしました。

9月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第5号 字の区域の変更についての1議案で、執行部より詳細な説明があり、審議いたしましたので、報告いたします。

まず、炭所西字東立目にある対象地の現地確認を行いました。その後、庁舎に戻り、地籍調査課長より、予定では字編入の法務局の承認は平成27年度になるとの報告でありました。

委員より、現地調査の結果、立地的にも字奥池への編入が妥当である等の意見でありました。

付託されました案件につきまして、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第5号 字の区域の変更について、全会一致で可とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託審査の報告です。

また、閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、委員会を閉会いたしました。

以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第5 付託案件の委員長報告（総務常任委員長）

○関洋三議長 日程第5、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

今回の総務常任委員会につきましては付託案件がありませんので、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

日程第6 付託案件の委員長報告（予算決算特別委員長）

○**関洋三議長** 日程第6、付託案件の委員長報告の件を議題といたします。

予算決算特別委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。

予算決算特別委員長、松下一美君。

○**松下一美予算決算特別委員長** それでは、予算決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

9月12日、16日、17日、22日に全員協議会室におきまして、委員全員出席のもと、町長、副町長、教育長、所管課長に出席を求め、本会議に引き続き、詳細な議案説明と必要書類の提出を要求し審査を行いましたので、御報告いたします。

9月定例会本会議におきまして、当委員会に付託されました案件は、認定第1号から認定第10号、議案第7号の11議案であります。

なお、本委員会は議長を除く全議員が委員でありますので、各議案についての審議内容は御承知のことと存じますので、主な質疑や意見のみ御報告させていただきます。

まず、平成26年度補正予算審議で、議案第7号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算第2号の審議につきまして報告します。

歳出第2款総務費、財産管理費の勝川児童館進入道のり面の災害復旧工事につきましては、被災状況や復旧方法、着工時期、町単独事業で行わなければならない理由等についての質疑がありました。

歳出第4款衛生費、保健衛生総務費の子育て支援ボランティア業務委託料につきましては、社会福祉協議会への財源措置にすぎないのではないか、事業計画はあるのか、実施会場を見直してはどうか、予算の算定根拠などについて質疑や意見がありました。

歳出第6款農林水産費、農地費の日本型直接支払交付金事業の測量業務につきましては、町が該当地区の測量を行わなければならない理由等について質疑がありました。

歳出第8款土木費、急傾斜地崩壊防止対策費の測量業務委託料につきましては、琴南地区風の丘団地の地盤の安定化を抜本的に図るべきである。また、住宅管理費の修繕費については、町営住宅入居者に対して家庭の廃油を排水管に流さないよう指導を徹底すべきであるとの意見がありました。

歳出第9款消防費、消防施設費の分筆測量調査委託料・土地購入費につきましては、琴南地区消防団第3の2分団屯所建設予定地の選定や立地条件についての質疑が、また、防災拠点施設整備工事費については、太陽光発電装置と蓄電装置の予定価格を十分精査して

入札にかけるよう意見がありました。

歳出第10款教育費、事務局費の例規整備業務委託料につきましては、業者委託せずに職員で例規整備をすることができないのかとの質疑が、また、学校建設費の高篠小学校大規模改修工事実施設計委託料については、どの程度までの校舎改修を想定しているのかとの質疑がありました。

特に、幼稚園建設費の仲南地区幼児教育施設建設工事費につきましては、太陽光発電装置の予算額が一般家庭で施工されている単価と乖離していると思われるため、積算根拠となる見積書等の提示を求めたところ、執行部より、再度、見積もりを取り直し、説明を行いたいとの答弁があり、後日、執行部から提出されたメーカーの見積書について審議したところ、見積書の提出依頼を設計会社を通じてしていたことから、設計積算額を正当化する恣意的要素を払拭できず、審議に値しないとの意見がありました。

また、太陽光発電装置設置の是非につきましても、業者提案に環境学習として組み込まれ採用されたものであることから設置すべきであるとの意見や、建物の倒壊リスクを軽減するため取りやめてもいいのではないかなどの意見がありました。

委員会で意見集約を図った結果、太陽光発電施設は設置することとするが、今回の補正予算として組まれた仲南地区幼児教育施設建設工事費の予算額については積算金額が不当であると判断し、議案の一部を委員会修正し、今回のこの予算額は皆減とし、検討期間を設け、見直しを執行部にさせるべきであるとの意見がありました。

歳出第11款災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の災害復旧工事費につきましては、復旧工事のため生活道が通行どめとなり不便をかける地区の住民に対して今後の工程について説明をするよう、また、迂回路の冬季降雪対策にも十分配慮を行っておくよう意見がありました。

質疑終了後、委員より、仲南地区幼児教育施設建設工事費を本補正予算から削除する旨の修正動議があり、本動議の可否について採決を行ったところ、全会一致で可となり、本補正予算に対する委員会修正案を提案することといたしました。

その後、委員会修正案を除く平成26年度まんのう町一般会計補正予算第2号の部分について討論、採決を行い、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審議に関する主な質疑と意見、議案修正動議、討論等について御報告申し上げましたが、執行部、教育部局におかれましては、行政事務執行上、各委員から再三再四、指摘を行われております諸点につきまして真摯に受けとめていただき、このような事態に至った経緯を十分認識され、議会に対して、今後、誠意ある対応と十分な説明責任を果たされますよう、また、適切かつ的確で計画性を持った予算執行に当たられますよう、強く要望するところであります。

次に、決算認定関係の10案件につきましては、認定第1号 平成25年度一般会計歳入歳出決算から、予算の執行状況や行政効果、改善点などについて審議を行ってりましたが、いずれも慎重な審査を要する案件であり、また調査すべき項目も多岐に及ぶため、会

期中に全ての審査を終了し結論を出すことが困難となりましたので、全会一致で議会閉会中も継続して調査を行うということで、議長に継続審査の申し出をすることといたしました。

以上、付託されました案件につきまして次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。

議案第7号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算第2号、委員会修正案を除く原案、全会一致で修正可、認定第1号 平成25年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第10号 平成25年度まんのう町水道事業会計決算認定についてまでの10案件、各案件ともに全会一致で継続審査とすることで意見の一致を見ました。

以上、付託案件審査の報告です。

これで、予算決算特別委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、予算決算特別委員会の付託案件に関する委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第7 PFI事件対策特別委員会の委員長報告（PFI事件対策特別委員長）

○関洋三議長 日程第7、PFI事件対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。

PFI事件対策特別委員会の委員長の報告を求めます。

PFI事件対策特別委員会委員長、本屋敷崇君。

○本屋敷崇PFI事件対策特別委員長 それでは、PFI事件対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る9月3日、13時30分より、全員協議会室にてPFI事件対策特別委員会を公開で開催しました。この日は、今後の調査をどのような体制でしていくのかを話し合いました。今までの調査によって、施工に問題があったこと、契約事項の見直しが必要なことは確認されました。それを受けて、今後、どのような体制で改善を図っていくのかということについて協議いたしました。

町執行部としては、今後は従来の手法によって第三者委員会を町執行部で組織し、その中で話し合ったことを議会に報告する形をとりたいという説明がありましたが、委員会としては、この問題の発端が事故調査であることから考えて、このような事態を引き起こした一因である町執行部が組織した第三者委員会の報告を受けるといった形ではなく、これまでのとおり委員会で第三者委員会を設置し、執行部に対し改善策を提言する形が望ましいのではないかと委員長として発言させていただきました。

この日は、この問題に対しては意見の一致を見なかったために、日を改めて協議すると

ということになりました。

また、前回、参考人招致として来ていただいた日本E R I株式会社が、議会に対し秘匿事項のために発言できないということに対し、その後、秘匿事項の相手方であるまんでがんパートナーズとの話により、まんのう町に対して秘匿事項は存在しないということになりましたので、再度、参考人招致を行うとして、この日は散会いたしました。

その後、去る9月19日には前回棚上げになっていた今後の対応についてですが、最終的に意見の一致を見なかったために、議会としては今後の体制がどうなるうとも、議会として第三者委員会を設置し、この問題の収束に全力で当たることを確認しました。

日本E R I株式会社の参考人招致は、先方に対し19日の出席を求めた結果、当初、まんでがんパートナーズより秘匿事項の報告がないことの通知がないために出席できないとの報告がありましたが、その後、まんでがんパートナーズより日本E R I株式会社に対して秘匿事項が存在しないとの報告を受けたとありました。しかしながら、社内の調整のために、19日の出席は参考人招致の出席は難しいとの報告を受けております。

また、執行部より、調査委員会より指摘を受けていた構造部分の設計変更について、町執行部が調査を依頼していた大阪の日本建築総合試験所の結果が出たとの報告がありました。

説明では、調査の結果、竣工図とほぼ同じであり、竣工図は県の建築指導課より安全との報告があったので、安全であると考えていいというものでした。

議員より、翌日20日に町民説明会をするに当たり、委員会に対して説明するのが前日、資料配布も当日、調査した相手方もいないのはいかがなものかという意見があり、この報告に対しては、再度、委員会に対して説明するということになりました。

また、他の報告として、中学校グラウンドのフェンスネットについて、ファールボールが近隣地に入るために3塁側のフェンスネットの補強を行うとの報告があり、委員より、提案書に敷地外へ球が出ないということになっているのであれば、3塁側だけではなく、1塁側の補強も必要ではないのかという意見があり、執行部より、指摘のとおり調整するとの発言がありました。

さらには、ランチルームの水銀灯が4灯ほど点灯していないのを現在調査中であるとの報告があり、委員より、2年で水銀灯が4灯も点灯しないのは理解に苦しむという発言等があり、早急な報告を求めました。

以上で、P F I 事件対策特別委員会の委員長報告を終わります。

○関洋三議長 これをもって、P F I 事件対策特別委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

ここでちょっと休憩に入らせていただきます。議場の時計で10時45分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時45分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

日程第8 認定第1号 平成25年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第9 認定第2号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 認定第3号 平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 認定第4号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 認定第5号 平成25年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第6号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第7号 平成25年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第8号 平成25年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第9号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第10号 平成25年度まんのう町水道事業会計決算認定について

○関洋三議長 認定第1号から認定第10号までを一括議題といたします。

続けて読み上げていきます。

日程第8、認定第1号 平成25年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第2号 平成25年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第3号 平成25年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第4号 平成25年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第5号 平成25年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第6号 平成25年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第7号 平成25年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、認定第8号 平成25年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、認定第9号 平成25年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、認定第10号 平成25年度まんのう町水道事業会計決算認定について、認

定第1号から認定第10号については、予算決算特別委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第18 議案第2号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○関洋三議長 続きまして、日程第18、議案第2号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第3号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○関洋三議長 日程第19、議案第3号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第4号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○関洋三議長 日程第20、議案第4号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号 まんのう町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第5号 字の区域の変更について

○関洋三議長 日程第21、議案第5号 字の区域の変更についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号 字の区域の変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 議案第7号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算(案)第2号

○関洋三議長 日程第22、議案第7号 平成26年度まんのう町一般会計補正予算(案)第2号を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は修正可決であります。

予算決算特別委員会の修正案について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

まず、予算決算特別委員会の修正案について採決いたします。本案は委員長の報告のとおり修正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決した修正部分を除く原案について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

次に、ただいまの可決した修正部分を除く原案について採決を行います。修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**関洋三議長** 異議なしと認めます。

したがって、修正部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 議員派遣の件

○**関洋三議長** 日程第 2 3、議員派遣の件を議題といたします。

本件については、会議規則第 1 2 7 条の規定によって議員を派遣するものです。議会事務局長に朗読をさせます。

事務局長、青野進君。

○**青野議会事務局長** それでは朗読をさせていただきます。

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

1、平成 2 6 年度香川県町議会議員研修会。

(1) 目的 これからの地方自治に対応した議会の活性化を図るため。

(2) 派遣場所 香川県自治会館。

(3) 期日 平成 2 6 年 1 2 月 2 日、火曜日。

(4) 派遣議員 全議員です。

以上です。

○**関洋三議長** お諮りいたします。

ただいま提案をいたしました議員派遣の件については、朗読内容のとおり派遣することに決定いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、これを決しました。

日程第 2 4 閉会中の継続調査

○関洋三議長 日程第 2 4、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会、教育民生常任委員会及び建設経済常任委員会において、当該所管事務の調査のための閉会中の継続調査並びに議会運営委員会において、議会運営を効率的かつ円滑に行うための閉会中の継続調査について、それぞれ委員長より申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○関洋三議長 異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、平成 2 6 年第 3 回まんのう町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前 1 0 時 5 5 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年9月24日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員